

昭和五十年九月招集

第三回館山市議会議定例会會議録第一号

館山市議会議會

目次

日時	一
場所	一
出席議員	一
出席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	三
議長の報告	三
議案の配付	三
會議録署名議員の指名	三
会期の決定	三
提案理由の説明	三
発議案第三号	三
議案第五十九号	六
認定第一号ノ認定第七号	六
報告第四号	七
議案第六十号ノ議案第六十五号	七
休會	二十一
延會	二十二
本日の會議に付した事件	二十二

(内容説明)

一、昭和五十年九月二十五日(木曜日)午前十時
 一、館山市役所議場

一、出席議員 二十八名

- | | |
|---------------|--------------|
| 一 一番 吉田勇治郎 | 二 一番 伊藤幸太郎 |
| 三 一番 穴戸寿夫 | 四 一番 押元 稔 |
| 五 一番 黒川平治 | 六 一番 鈴木正義 |
| 七 一番 本間昭二 | 八 一番 松下正己 |
| 九 一番 鈴木 稔 | 一〇 一番 流山源次郎 |
| 一 一番 近藤好雄 | 一 二 一番 栗原一雄 |
| 一 三 一番 林 豊 | 一 四 一番 石井輝久 |
| 一 五 一番 辻田 実 | 一 六 一番 安西益男 |
| 一 七 一番 石井武敏 | 一 八 一番 渡辺軍治郎 |
| 一 九 一番 渡辺昭夫 | 二 〇 一番 和田一郎 |
| 二 二 一番 五十嵐昇 | 二 三 一番 菊井敏博 |
| 二 四 一番 西村真次 | 二 五 一番 伊賀多朗 |
| 二 六 一番 藤田益治 | 二 八 一番 石井 正 |
| 二 九 一番 望月照正 | 三 〇 一番 山口 康 |
| 一、欠席議員 二名 | |
| 二 一 一番 田中祿郎 | 二 七 一番 遠山ヨネ子 |
| 一、出席説明員 | |
| 市 長 半澤良一 | 助 役 畠山 傳 |
| 収入 役 高木哲三 | 秘書 課長 斉藤武男 |
| 人事 課長 補佐 蜂谷達二 | 企画 課長 小沢正治 |
| 庶務 課長 綱島憲治 | 財政 課長 長谷川広治 |
| 市民 課長 横溝 功 | 税務 課長 小倉澄男 |

び費用弁償に關する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六十四号

昭和五十年年度館山市一般会計補正予算(第三号)

議案第六十五号

昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予算(第二号)

開

會

午前十時二十五分開會

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより昭和五十年第三回市議會定例会を開會し、直ちに本日の會議を開きます。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本定例会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より六月ないし八月実施の監査の結果が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

會議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、會議録署名議員の指名を行います。

六審議員鈴木正義君、二五番議員伊賀多朗君、以上兩君を指名いたします。

會期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、會期の決定を行います。

本定例会の會期につき議會運営協議会の意見は本九月二十五日から十月六日までの十二日間ということであり、

おはかりいたします。會期を十二日間と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって會期は九月二十五日から十月六日までの十二日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) この際本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 提案理由につきまして御説明申し上げます。本日ここに第三回市議會定例会を招集し、当面する諸案件について御審議をお願いすることいたしました。今回提出いたしました案件は認定関係七件、報告一件、一般議案五件、補正予算二件であります。以下概要につきまして御説明いたします。

まず認定関係といたしましては、昭和四十九年度の一般会計及

び特別会計の決算を了しましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に報告関係といたしましては、安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出についてであります。本市が同改良区の借入金に対して損失補償をしている関係から、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に議案第五十九号館山市教育委員会委員の任命についてであります。現委員松尾讓治君には、本年二月十九日初めて教育委員に任命したのであります。任期が前委員の残任期間だったため来たる十月一日任期満了となりますので、同君を再任いたしました。議会の同意をお願いするものであります。

次に議案第六十号土地改良事業の施行についてであります。本事業は土地改良法の規定に基づく土地改良事業として、坂井及び小沼の一部については場整備事業を施行しようとするものであります。

次に議案第六十一号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。最近の諸物価の高騰に伴い飼料、土地借り上げ料等の値上がりにより維持管理費が増大したので、牧場の健全な運営をはかるため使用料を改定しようとするものであります。

次に議案第六十二号館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。有線音楽放送につきましては近時その利用の普及が著しく、本市内におきましてもその設置が計画されており、このたびこの有線放送につきまして新たに道路占用料を徴収しようとするものであります。

次に議案第六十三号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。社会教育指導員の報酬につきましては今年度国庫の補助基準が引き上げられたことに伴い、報酬額の改定を実施しようとするものであります。

次に議案第六十四号昭和五十年年度一般会計補正予算第三号であります。歳出におきまして総務費で法人市民税の落ち込みに伴う収入還付金百九十八万二千元、民生費で医療費及び給付を受けるものの増加に伴っての心身障害者医療給付扶助費百八十八万三千元、措置費の基準改定に伴っての老人ホーム収容措置扶助費六百三十八万六千元が追加補正の主なもの、減額補正として水産業費で布良漁港荷さばき所工事の補助金八百六十五万八千円、伊戸漁港船揚場上張工事費で百二十万円で、この両港の工事につきましては県の財政難から今年度の補助事業に認定されませんでしたので、今年度の工事を中止しようとするものであります。

また教育費で一中及び二中の防音改築工事請負費で六千四百六十六万二千元、同工事の管理委託料で五十五万五千円の減額、これは本年度当初予算積算にあたりまして防衛施設庁の指示により前年度の二〇%増の単価で予算を組みましたが、その後の物価は思ったより上昇しなかったため予算残が生じたものであります。このほか土木費で見物一小沼線隧道改良工事の計画変更に伴う補正等があり、全体で六千三百二十四千円の減額補正となり、これに伴い歳入におきまして国、県支出金、起債等が減額となります。

次に議案第六十五号昭和五十年年度水道事業特別会計補正予算第二号でございますが、支出につきましては三芳水道企業団からの

受水費としまして料金の値上げと水量増加に伴う追加分として千
百四十三万円、量水器の不良品と期限切れ並びに定額制からの切
りかえに伴う量水器取りかえ費千四百五十万円、五十一年度事業
の繰り上げに伴うダム新設工事請負費一億一千五百万円、並びに
ダム工事管理監督委託料と水道施設実施設計委託料千二百七十九
万八千円、千葉県地方土地開発公社にダム用地の取得を委託して
ありますが、これに伴い買収総額の八割を投資することになりま
すので、この出資金として二千四百四十万円が主なもので、財源
としまして料金収入、国庫補助金、企業債をもって充当するもの
であります。

なお、このほか今会期中に現在欠員中であります固定資産評価
審査委員会委員の選任について追加議案を予定しております。

以上で簡略ではあります、説明を終らせていただきます。な
お詳細につきましては関係課長等をして説明いたさせていただきますので、
よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに説明を終り
ます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、発議案第三号都市財政危機突
破に関する意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

発議案第三号 都市財政危機突破に関する意見書について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

（二三番議員菊井敏博君登壇）

○二三番（菊井敏博君） ただいま議題となりました都市財政危機
突破に関する意見書案につきまして提案理由を申し述べたいと存
じます。

御承知のとおり現下の経済環境の急激な悪化によりまして、国
地方を通じ多大な税収不足により、財政はかつてない危機に直面
しております。財政需要を満たし、住民要望にこたえるためには
財政の確保が急務であり、今日の未曾有の財政危機を突破するた
めには国において強力な減収補てん措置を講じ、財政運営に支障
をきたさないよう格別な御配慮を賜りますよう、別紙意見書を関
係当局に提出すべく七名の賛成者を得て提出いたしました次第でござ
います。

なにとぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、
説明にかえさせていただきます。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと
認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会の付託並びに討論を省略したいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決定され

ました。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を原案どおり決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第五十九号館山市教育委員会の任命について議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十九号 館山市教育委員会委員の任命について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の内容説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 提案理由の説明をいたします。

松尾護治君には前任者の福岡保徳君の辞任に伴い、本年二月十九日議会の同意を得まして任命いたしましたのであります。就任後日も浅く、また最も適任と考えますので、引き続き任命したいので議会の同意をいただきたく提案いたしました次第でございます。

よろしくどうぞ御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって委員会の付託は省略することに決しました。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） これより討論を行います。

○一八番（渡辺軍治郎君） 私は二月十九日に教育委員の任命される案が出されたときに反対したわけでございますが、反対の理由は業界代表のにおいが非常に強いということ、教育委員は公選制によって選出するべきだという、そういう立場からその任命には反対したわけですが、引き続き任期满了に伴って任命するということは、前回のことと大体同じ考えでありますので、これについては反対するものであります。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。——討論なしと認めます。討論を終ります。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案の採決は起立により行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、認定第一号乃至認定第七号、報告第四号及び議案第六十号乃至議案第六十五号を一括して議題といたします。

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

この際おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、朗読を省略して直ちにこれが内容説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

た。

これより順次説明を求めます。まず決算認定は一号から七号までを一括して行います。

認定第一号 昭和四十九年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第二号 昭和四十九年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第三号 昭和四十九年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第四号 昭和四十九年度館山市国民宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号 昭和四十九年度館山ユースホテル特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第六号 昭和四十九年度館山市学童災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第七号 昭和四十九年度館山市水道事業特別会計収支決算の認定について

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 決算の概要につきまして御説明申し上げます。

ただいま上程いたしました認定第一号から認定第七号まで、昭和四十九年度一般会計並びに六特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第二百三十三条第三項並びに地方公営企業法第三十条第四項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を得ようとするものであります。

顧みますと、昭和四十九年度は日本経済にとって景気後退下における総需要の抑制、二年続きのふたけた物価上昇と大幅な春闘の賃上げ、戦後初めてのマイナス成長等々、という戦後の経済史にもその例を見ない異常なものであり、このような経済環境の悪化は地方行財政面にも重大な影響を及ぼし、経済成長率の低下に伴う財政収入の伸びが鈍化した反面、歳出面では人事院勧告による二九・六四％というかつてない高率の給与改訂による人件費の増高、時代の要請に伴う福祉等の行政需要の増大、公債費等義務的経費の激増と地方債の発行抑制というかつてないきびしい試練に立たされたわけであります。

このような全国的情勢下にあつて、当館山市にとつても例年に増しさらに苦しい財政事情に当面したわけでありますが、経常的経費の節減、補助金等の再検討、職員の欠員不補充など全般的な行政経費の節約、合理化を進めるとともに、市税の確保、地方債の積極的な活用等収入の確保をはかることにより、財源の重点的配分と経費の効率化につとめ、住民福祉の充実と住みよい地域社会の建設に努力してまいりました。

予算執行にあたりましては、前年の決算審査及び予算審査特別委員会より御指摘、御要請のありました事項を十分配慮しながら、本間前市長が基本施策としておりました産業、教育、観光、福祉の四本の柱を中心に従来からの施策を引き続き推進し、地方自治の本旨を全うすべく、最小の経費で最大の効果を上げるよう努力してまいりました。

この間にあつて一般会計においては当初予算歳入に土地売却を予定し、三億円が計上されており、市長就任時にその引き継ぎを

受けた次第であります。就任後慎重に検討してまいりました結果、さらに将来にわたり十分な検討をいたしたいと考へ、これを歳入欠陥とするともに、歳出面においても大幅な給与改訂等があり、このため三億五百八十二万二千円の歳入不足を生じ、昭和五十年から繰り上げ充用をした次第であります。

一般会計におきましては、今後長期的な展望のもとに歳出の見直しを行い、財政の再建をはかつてまいりたい所存であります。

特別会計におきましては、その運営の合理化、適正化につとめました結果、おおむね予算どおり執行することができました。

また、水道企業会計におきましては、長年の懸案でありました房州水道の市営移管が具体化し、市全域の水道の一元化が実現することになったわけでありますが、収益的収支におきまして四千七百八十二万余円の欠損となり、地方財政の危機的な状況の中で、地方公営企業の財政危機は一そう深刻な事態に直面しておりますので、経営の合理化、適正料金等の問題等について今後十分検討し、健全な運営をはかつてまいりたいと存じます。

なお、この間にありまして、議員各位には絶大なる協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

以上、決算につきまして御説明申し上げましたが、主要な成果につきましましては決算に関する報告書、決算審査意見書等により御了承いただきたいと思います。

なにとぞ慎重なる御審議のほどお願い申し上げます、提案理由とい

たします。

報告第四号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について

(農産課長岩崎一郎君登壇)

○農産課長(岩崎一郎君) 報告第四号安房中央土地改良区の経営状況について御説明いたします。

まず最初に一八ページの四十九年度の事業内容でございますが、この土地改良区は二つの経営事業を支援いたしておるわけでございます。その支援事業が主たる業務でございます。一つは県営かんがい事業、従来のダム事業でございます。もう一つは県営ほ場整備事業でございます。

最初にダム関係のかんがい事業から御説明いたしたいと思えます。四十九年度は幹線水路千六百四十六メートル、これは二号幹線と三号幹線合わせまして千六百四十六メートルになるわけでございます。二号幹線水路は大井から安東地先間、大体九重小学校の南東の山すまできております。三号幹線水路は沓見から竹原の地先ということになりましょうか。三芳村の中の東端に達してあります。合わせまして千六百四十六メートルでございます。大体の工事は隧道とサイフォンでございます。非常に経費のかかる工事が多いため、さらに事業費三億二千九百五十五万円を要しております。

次に県営ほ場整備事業関係でございますが、これは四十九年度は二つに分けて施行されております。従来は一本だったわけでございますが、四十九年度から大体四中あたりを境といたしまして東を東部地区、西の高井、北条、那古、ああいっただあたりを西部地区と分けてございますが、この西部と東部の二つに分けて施行されております。

まず最初に東部地区でございますが、四十九年度は江田、腰越

安東の一部で合計三七・八ヘクタールが施行されております。さらに三芳村の中が二五ヘクタール加わりますので、全体として東部地区は六二・八、約六三ヘクタールになります。四十七年度は一億五千二百六十五万八千余円かかっております。四十七年度から始まりましたので、この累計はここに書いてありますとおり百九十一ヘクタールになるわけでございます。御参考までに館山市分は百三十四ヘクタールにあたるわけでございます。

次に西部地区の関係でございますが、これは四十九年度から始まったわけでございます。北条地区の八幡神社の裏になります。あそこに八ヘクタール、それから湊川の右岸、川崎地区でございますが、ここに十七ヘクタール、合わせまして二十七ヘクタールでございます。これが西部地区の実施されました四十九年度の実績でございます。

御参考まで申し上げておきますが、二〇ページをお開き願いますと、丸山川右岸区の工事の内容が出ておりますが、これは館山市には該当ございません。大体これは四十九年度で三一ヘクタールの工事で工事費が一億三千万程度かかっておるようでございます。

二ページ二つの県営事業に関連いたします経理関係の決算報告について、今度は御説明申し上げたいと存じます。

最初はやはり県営かんがい事業関係の決算から申し上げたいと思います。この会計はダム関係の支援事業、それと改良区そのものの運営費用が主体でございます。

一応歳入から主なもの申し上げますと、組合費が四千四百四十一万七千五百九十円が収入済みとなっております。徴収率が八

四・五％にあたるわけでございます。

次に第五款の借入金でございますが、この借入金につきましてはまたのちほど歳出で御説明申し上げますけれども、工事費の二五％にあたる受益者自己負担分に該当するほほ満額に近いものが借りられますので、これは公庫資金を借り受けるものでございます、この金額八千二百三十八万円。この額は去る三月の定例会におきまして債務負担行為で損失補償をお認め願ったものと同額でございます。

歳入の主なものとしては以上でございますして、合計いたしますと収入済み額一億三千六百七十一万二千二百二十六円となるわけでございます。

さらに歳出の部に入りたいと思います。

歳出の部では、事務費が千三百五十一万九千七百七十八円かかっております。

次に六款の償還金でございます。この中の農林漁業資金の償還金が二千七百四十五万三千九百三十五円と相なっておりますが、これは歳入の部におきます組合費、こういったものから充当するわけでございますが、大体長期年賦でございますので、このぐらゐずつ返していくことになるわけでございます。

次に負担金でございます。負担金が八千二百三十八万七千五百円でございます。これは先ほど歳入の部で借入金のとこでお話し申し上げましたとおり、経営工事費の三億二千九百五十五万円、これに対します二五％に当たる自己負担分を、これは県への納入金でございます。この分が事業の主体になるわけでございます。

これらを合計いたしますと、歳出の総合計一億三千二百四十六

万四千四百十九円となるわけでございます。

歳入、歳出差し引きの残金が四百二十四万七千七百七円でございます。これは五十年度への繰越金となるわけでございます。

以上でかんがい事業関係を終りまして、一〇ページ、今度は県管ほ場整備事業関係でございます。

まず最初に東部地区の県管ほ場会計の決算から申し上げたいと思います。

歳入の主なものといましては、組合費・賦課金でございますが、七百二十五万四千四百二十円、これが収入済みでございます。

それから借入金、これは先ほどダム関係事業の会計で申し上げましたとおり工事費の二五％に相当する額を公庫資金を借り受けるものでございます。これが三千六百六十六万円でございます。

歳入の合計が四千七百三十一万二千二百四十四円と相なるわけでございます。

さらに歳出の關係に入りたいと思います。

歳出の關係では主なものといましては、償還金の二百四十二万一千五百十五円でございます。これは据え置き期間中のため利子のみでございます。公庫資金でございますので六・五％にあたるわけでございます。

次に負担金といましては、県への納入金でございます。東部の工事費が一億五千二百六十五万八千円でございますので、この二五％額が三千六百六十六万四千五百円に相なるわけでございます。これを県へ納入してあるわけでございます。

合計いたしますと、歳出総額が四千八百八十一万八千二百四十九

円となるわけでございます。

歳入、歳出の残金が五百四十九万三千九百九十五円、これが翌年度へ繰り越しになるわけでございます。

次に一五ページ西部地区の決算でございますが、これは歳入の部では東部と同様の経理でございますけれども、この地区は四十五年度から開始されたものでございますので、歳入のうち市の補助金七百七十二万八千円が入っております。

このほか主なものとしたしましては、借入金千三百五十八万円これは先ほど申し上げましたように工事費の二五%にあたる受益者負担分にあたるものでございます。公庫資金から借り受けておるわけでございます。

歳入の合計が二千九百一万二千九百七十九円、こういうことになるわけでございます。

一六ページ歳出でございます。

主なものとしたしましては、先ほど申し上げましたように償還金でございます。この償還金のうちその他償還金という欄に八百八十一万四千八百二十六円がございしますが、これは四十八年度に西部地区調査設計会計、これは四十八年度で終了しまして引き継いでいるわけでございますが、引き継ぎ債務としてこの額を償還しておるものでございます。この会計で償還しているわけでございます。資金の大部分が先ほど歳入で申し上げました市の補助金が充当されておるわけでございます。

負担金は前会計同様工事費の五千四百三十四万円の二五%にあたる額でございます。

以上歳出の合計が二千四百三十八万二千十一円となるわけでございます。

でございます。

歳入、歳出差し引きますと四百六十三万九百六十八円、これが翌年度へ繰り越しとなるわけでございます。

以上が二つの県営事業に対します関連事業費の決算内容でございます。

次に二三ページをお開き願いたいと思います。最後に五十年年度の事業計画を御説明申し上げます。

五十年年度の計画といたしまして、これは県営事業が先ほど決定をみておりますけれども、まずダム関係のかんがい事業でございますが、これは水路が主体でございます。本年度の総事業費二億を予定しております。幹線水路の延長千九百六メートルを予定しております。これは大体九重小学校南東の山すそからおそらく九重駅裏までほぼ千メートル内外が延長される予定でございます。それから三号幹線水路は中の東部から池の内付近を南へ回ります。江田に降りてくるわけでございますけれども、これもまだ池の内ぐらゐまで、ほぼ千メートル内外の予定でございますが、いづれもトンネル、あるいはサイフォン等落差をできるだけ縮めても

つてくるというような非常に難工事でございます。

次に県営ほ場整備事業関係でございますが、東部地区では工事費一億三千万円で約三十七ヘクタールを予定しております。これは安東、二子地区でございます。九重の安東、二子地区です。に着工されております。西部地区におきましては工費が八千六百万円、施工面積は川崎地区の残り二十七ヘクタールでございます。平久里川の右岸、ごみ焼却場の北側一帯が二十七ヘクタールほ場整備されるわけでございます。これが五十年年度の事業予定計画で

あります。

次に、これらの二つの県営事業を支援いたします関係予算は、二四ページから四一ページにかけて掲げてございますので、これらの会計が一貫している内容が、歳入面で賦課金、借入金、場合によっては補助金が出る場合もございませうけれども、そういうたものが主たるものでございます。歳出としては上記に見合う償還金、管理費、あるいは県へ納入する工事費の二五％にあたる負担金等が大体この予算の骨格でございますので、詳細は付記説明欄をお読みの上ひとつ御了承いただきたく存じます。

議案第六十号 土地改良事業の施行について

○農産課長(岩崎一郎君) 議案第六十号土地改良事業の施行について御説明申し上げたいと思います。

本件は国庫補助を伴う第二次構造改善事業でございます。その中のほ場整備事業でございます。この場合市町村営で行うのが最もスムーズ、円滑に補助対象も確実でございますので、またそのような県の指導もございませう。市町村営で行う場合は土地改良法第九十六条の二の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

工事の施行場所でございますが、西岬の坂井及び小沼の一部とさうことでございますけれども、西岬の見物、農協の支店あたりから小沼へ抜ける市道がございます。この市道と砂山方面へ行きます県道との交錯するあたりの大体南に展開するほ場でございます。水田が主でございますが、この付近の水田五・六ヘクタールを対象とするものであります。

工事の期間は、大体十一月の末から十二月の初めごろに着工し

三月までに終了していきたいというわけでございます。

ほ場の内容はあちこち狭い場所でございますので、ほぼ十アール程度の小型の区画整理になる予定でございます。

事業費としては二千七百八十三万三千元以内で上げたいということでございます。

このような状態でございますので、どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第六十一号 館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○農産課長(岩崎一郎君) 次議案第六十一号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げたいと思います。

この会計につきましては、昨年三月の定例会で六千五百円を八千円に値上げ御承認いただいたわけでございますが、やはり物価の値上がり、あるいは借地料の引き上げということが続いておりますので、やはり非常にむずかしいということで、去る六月中旬に畜産奨励委員会に諮問したわけでございますが、実際かかる費用としては一万ぐらいかかってはもむを得ないじゃないか、これは当然であろうということで市長あてに答申がまいっております。できるだけひとつ一万円程度で今後と続けたらだきたいという要望があったわけでございますが、市のいろんな財政状況からいたしましても八千円にありますが、市のいろんな財源状況からいたしまして、これを一万五百円に改正を今回お願いしたいということで御提案申し上げたわけでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上で説

明を終ります。

議案第六十二号 館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

(土木課長飯田治男君登壇)

○土木課長(飯田治男君) 議案第六十二号館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

第一条から第五条にありましては、字句の訂正でございます。

別表の有線音楽放送線につきましては、本年の六月二十七日に大阪市の株式会社有線より道路占用許可申請書が提出されましたので、すでに実施いたしております市内の各市及び県と同様に架空線一メートルにつき年十八円としようとすることでございます。以上よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第六十三号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(社会教育課長佐野哲男君登壇)

○社会教育課長(佐野哲男君) 議案第六十三号非常勤の特別職の職員にかかる報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

これは非常勤の特別職の職員にかかる報酬及び費用弁償に関する条例の別表一号の月額表欄の社会教育指導員の報酬額の改正についてお願いするものでございます。これは国の社会教育指導員設置費補助金の改正に伴うものでございますので、よろしくお願いたします。

議案第六十四号 昭和五十年年度館山市一般会計補正予算(第三

号)

(財政課長長谷川広治君登壇)

○財政課長(長谷川広治君) 議案第六十四号昭和五十年年度一般会計補正予算第三号について御説明申し上げます。

今回の補正予算は三回目でございますが、今回の補正におきま

しては第一条にお示しをいたしましたとおり歳入歳出予算に対します補正、それから第二条に記載をいたしました地方債の変更、二件でございます。

歳入歳出予算につきましては、歳入及び歳出に六千三百二万四千円をそれぞれ減額補正をいたしまして、今回の補正後の数字を四十六億四千三百九十一万九千円といたしたい予定のものでございます。

細部に入りますと、歳出面で申し上げますが、歳出の追加が千六百七十九万八千円でございます。これは一部事務的を経費の組みかえ等も含めました数字でございます。更正額が七千九百八十二万二千円でございます。差し引きいたしまして六千三百二万四千円という数字に相なります。この六千三百二万四千円は現予算に対しまして一・三増強という数字に相なります。減額補正をいたします細目につきましては二ページから五ページにございます。予算により記載をいたしてございますが、こまかくは慣例によりまして事項別明細書によりのちほど御説明を申し上げます。

第二条の地方債でございますが、五ページにございます。今回地方債の補正につきましては、のちほど歳入で申し上げますが、第二中学校の改築事業につきまして当初四千六百万円の起債を予定いたしましたわけでございますが、事業額の減少に伴いまして限

度額が落ちてまいりますので今回三千九百万円と補正をいたした
い七百九十万円減額ということに相なります。

なお、一中の改築事業につきましては、歳出におきまして事業
費が減額をみるわけでございますが、一中につきましては単独事
業がふえてまいりましたので、その分の起債とのからみ合わせて
今回補正はいたしてございません。

続きまして一〇ページの歳出から御説明を申し上げます。

今回、議会費、総務費、農林水産業費、土木費の各款項目にわ
たりまして、一三節の委託料として電子複写機の保守料、一四節
に使用料及び賃借料としてゼロックスの使用料、これをそれぞれ
増額、あるいは減額の措置をいたしてございます。これにつきま
しては年度当初ゼロックスというような機械を使用いたしておつ
たわけでございますが、年度発足後電子複写機というようなもの
に機種をかえましたために、支出をいたします科目が変更をいた
したためのものでございます。それぞれ金額的に小さなものでご
いますので、これを省きましてそれぞれ歳出については引き続き
て主管課長より御説明申し上げますのでよろしくお願いいたしま
す。

(収納課長館石勘治君登壇)

○収納課長(館石勘治君) 徴税費からの御説明申し上げます。

一一ページ八節の報償費でございますが、三十七万一千円を計
上いたしました。これは市税の納期前納付の額が増加されました
ので、予算に不足をきたしますので追加補正をお願いしたわけで
ございます。

一二ページ二三節の償還金利子及び割引料百九十八万二千円を

計上いたしました。これは市税の過誤納還付金に不足が予想さ
れますので、現時点で推計される額を追加計上いたしましたわけで
ございます。

以上でございます。

(庶務課長網島憲治君登壇)

○庶務課長(網島憲治君) 引き続きまして統計調査費について御
説明申し上げます。

今回報酬で六十四万八千円の減、旅費で五万六千円の増、需用
費で九千円の増、委託料で二十万の増、使用料及び賃借料で十五
万七千円の減、これをお願いするわけでございます。

国勢調査の第一回目の指示に従いまして当初予算に計上いたし
ましたところ、決定いたしました段階で報酬におきまして六十四
万八千円の減というふうな決定をいたしましたので、今回お願いする
わけでございます。

旅費につきましては、国勢調査に伴います旅費の不足が生ずる
見込みでございますので、お願いを申し上げます。

需用費についても同様でございます。

委託料の、これは先ほど申し上げましたゼロックスの交換の関
係でございますが、若干私どもの関係では国勢調査に伴います電
子複写機の関係がございまして、この際お願いを申し上げますた
次第でございます。

以上です。

(福祉事務所長山口一君登壇)

○福祉事務所長(山口一君) 続きまして一三、一三ページにわ
たります第三款の民生費につきまして御説明申し上げます。

今回補正をお願いします総額といたしましては九百五十二万五千円の追加でございます。補正後の額を九億三十八万五千円といたしたい予定のものとございます。

この内訳といたしまして、第一項第一目の社会福祉総務費でございますが、二〇節扶助費二百八十七万七千円でございますが、この内訳といたしまして説明欄にございますように、身体障害者並びに精神薄弱者の福祉措置に必要な費用でございます。従来それぞれの各援護費の基準額が見つもり以上にアップしておりますのでそれらと需要に應ずるための分といたしまして、今後この程度の追加が必要ということで追加させていただきます。

主なものといたしましては、心身障害者の医療給付扶助費百八十八万三千八百円でございますが、これは重度の身障者、精薄者に対します医療給付制度でございます。受診件数の上昇と医療費のアップに伴いまして今後この程度の追加が必要ということでもって計上させていただきます。

続きまして第二項の老人福祉費でございますが、第一目の老人福祉総務費、これも扶助費でございます。六百三十八万六千円の追加でございます。この十一月に事業開始を予定されております特別養護老人ホームの収容関係につきまして、十人程度の収容を予定しておりますので、それらに要する措置費を計上させていただきます。それらと合わせまして従来収容しております養護老人ホーム、あるいは他地区の特別養護老人ホームの基準額のアップに伴います補正でございます。

第三目の老人福祉センター利用者の送迎バスの借り上げ料でございます。当初予算におきまして十五万円の計上をお願いいたし

てございますが、その後需要の変化に伴いましてこの程度の不足が生ずる予定でございますのでお願い申し上げます。

続きまして第四項の生活保護費一目生活保護総務費でございますが、八節の報償費四万三千円の追加でございますが、これは一般厚生省のほうより国民生活実態調査というのが、本市がその調査対象地区と指定されまして、これは神戸の佐野地区が該当しておりますが、この国民生活実態調査を行います調査員の報償費でございます。これは全額国のほうより補助される予定になっております。

以上、総額にいたしまして九百九十二万五千円の追加をお願いした次第でございます。よろしくお願いいたします。

(水産課長谷貝茂生君登壇)

○水産課長(谷貝茂生君) 六款農林水産業費三項水産業費につきまして御説明申し上げます。

漁業近代化施設設置事業の補助金の減額補正でございます。これは布良の水揚げ荷さばき所を建設する予定であったわけでございますが、先ほど市長さんからの説明のように認定ができません。そして、これはまた五十一年から第二次構造改善事業が始まりますので、県ではその中にのせて検討するというところでございましたので、一応認定できませんでしたが、繰り延べというような形になりまして今後考えてもらおうということでございます。

それから次に、一四ページ漁港管理費の中の伊戸漁港船揚場の上張り工事でございますが、これも一応繰り延べのような形でもって次の年度からひとつやっていたくように要請しております。

ので、今年度は一応減額補正ということをお願いしたわけでございます。よろしくお願いいたします。

(土木課長飯田治男君登壇)

○土木課長(飯田治男君) 八款土木費の三目道路新設改良費一五節工事請負費百五十八万と一七節の公有財産購入費二百七万の追加補正につきましては、市道見物一沼線のトンネル改良工事を当初拡幅巻き立ての計画を立てておりましたが、県と再度調査の結果、あとの維持管理の面を考へても切り割ったほうがよいというところがございますので、計画を変更いたしましたして切り割りにすることになりました。したがって必要な用地千七百十九・一四平米を買収しなければなりませんので、今回追加補正をお願いするものでございます。

次の街路事業費の一五節工事請負費三百六十五万円の減額補正につきましては、市道船形一館山港線の特定交通安全施設整備事業による歩道新設工事個所の舗装補修を当初計画しておりましたが、歩道工事の竣工が三月の上旬ごろになる予定でございますので、工事の一部を五十一年度に延期いたしましたして追加補正の財源にいたしたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

(防災課長羽山房雄君登壇)

○防災課長(羽山房雄君) 引き続きまして九款消防費について御説明いたします。

一目非常備消防費の中で、当初予算におきまして団服購入の御議決をいただいたんでありますが、その後団幹部及び団員の多大な御理解の上に立ちまして、これを活動しやすい作業衣に購入を

改めたらどうか、こういう御意見等がございまして、今年度はこれを作業衣を購入することによりまして差額を相当生じたわけでございます。その差額のうち科目変更あるいは流用、その他これに有効に生かしたいと。なお、そのうち先に団員の優遇措置の一環として増額されました消防団員等の公務災害補償等共済基金の負担金の不足額に五十二万円を充てたいと、したがって補正額ゼロということになっております。よろしくお願いいたします。

(教育委員会庶務課長汐崎政光君登壇)

○教育委員会庶務課長(汐崎政光君) 一五ページの二〇款教育費について御説明申し上げます。

二項の小学校費七節賃金におきまして六万一千円追加計上いたしました。これは去る三月小学校の用務員の一人が急に退職いたしました。その補いとして臨時用人を採用してまいったわけでございます。この用人につきましては十月正式に採用する予定でございますけれども、これまでの賃金の不足分をここにお願いした次第でございます。

それから三項の中学校費におきまして、一三節の委託料で五十五万五千円減額いたしました。工事管理委託料といたしましては国の指導によって工事請負費の〇・八七五%を計上してまいったわけでございます。しかし次の一五節におきまして工事請負費を減額しておりますとおり工事請負費の減額によりましてこれだけの額の減額が生じたので、ここに補正するものでございます。

それから一五節の工事請負費におきまして六千四百四十七千

円減額いたしました。これは先月の臨時市議会におきまして工事請負契約の締結につきましての議決をちょうだいいたしましたとおり、一中の防音改築工事におきまして二千二百三十一万の予算に対しましての減額がございました。それから二中におきまして四千二百三十五万二千円、それぞれありましたのでここに補正しようとするものでありますが、その理由といたしましては先ほど市長の説明にもありましたとおり、当初予算におきましては国からの指示によりまして四十九年度の建築単価の二〇%増しをもって予算計上してまいったわけでございますが、現実入札を終えました時点におきましてはそれだけの建築単価の増がなかった、こういうことでございます。

そのほか、二中工事着工に伴いまして生じました、古い建物の中にありました調理室を便宜、正門のところへ引き屋しました、校舎の中に特別教室の理科室を移します関係で生じます工事費として九万一千円、それから今回工事を遂行しますにあたってどうしても取り払う必要の生じましたプレハブ校舎一棟二教室、その一教室を現在二中において不足しております体育倉庫として転用するため工事費として四十二万四千円を計上させていただきます。次第でございます。

(社会教育課長佐野哲男君登壇)

○社会教育課長(佐野哲男君) 続きまして一五ページ社会教育費について御説明申し上げます。

社会教育総務費におきまして一節報酬でございますが、社会教育指導員の報酬改定に伴いますのでございます。

二目公民館費の需用費でございますが、減額は庁内印刷等によ

りますものでございまして、なお、図書館の備品購入費も年間を見通しましての減額でございますのでよろしくお願いいたします。

(財政課長長谷川広治君登壇)

○財政課長(長谷川広治君) 以上で歳出の説明を終らせていただきますが、歳出総額六千三百二十四千円ということになります。引き続きまして八ページからの歳入について御説明を申し上げます。

今回歳入におきまして計上いたしましたものは、九款の使用料及び手数料以外はそれぞれ歳出におきまして御説明申し上げます。各事業に対します規定の補助率等をもちまして算定いたしました額でございます。

九款の使用料関係でございますが、一般関係の議案で御説明申し上げました豊房育成牧場等の使用料をお認めいただきますと、年間百二十五千円程度の増収ということになりますので、今回財源の関係から計上をいたしましたわけでございます。

一〇款の国庫支出金におきまして総額五千二十万二千円を計上いたしてございます。大きなものは国庫負担金におきます老人保護費負担金五百八千円、それから減額になります二中関係、一中関係の防音校舎補助金総額五千六百九万八千円等でございます。

一一款の県支出金におきまして総額五百八十七万九千円を減額いたしてございます。これも大きなものといましては、歳出で御説明申し上げました布良漁港関係の補助金五百四十万等が主なものでございます。

一三款の寄付金におきまして十六万八千円を減額いたしてござ

いますが、これは布良組合等の寄付金に対する額でございます。

一七款の市債におきまして七百九十万を減額をいたしてござい
ます。第二中学校の改築関係の補助額の決定に伴いまして生じま
す起債の予定のものでございます。

以上歳入を御説明を終らせていただきますが、歳入も総額六千
三百二十万四千円ということに相なるわけでございます。

議案第六十五号 昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予

算(第二号)

(水道課長大嶋重義君登壇)

○水道課長(大嶋重義君) 議案第六十五号昭和五十年年度館山市水
道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回は第二回目の補正でございますまして、今回補正を行うものは
六件でございます。

一つは業務の予定量でございます。これには二つございます。

一つは給水関係の数量の補正と、もう一つは建設改良事業費の補
正でございます。

給水関係の補正は当初予算に計上いたしました年間給水量は二
百六十五万四千立方メートルでありましたが、先般料金改定の際
に本年度の実績をもとにした推定給水量が二百三十八万六千立方
メートルでありましたので、このように補正するものでございま
す。

次に作名ダムの建設の事業におきましては、先般から防衛施設
庁に市長が事業の促進を積極的にお願いしましたところ補助の追
加の見込みがございましたので、ここに事業費を追加するわけでご
ざいます。これを加えますと事業費が総額で六億七百九十三万一

千円になります。

二つ目には、収益的収入及び支出の補正でございますが、その
うち収入の面におきましては、これは先般の料金改定によりまし
ての収入増、これを五千八百七十九万九千円、ここに追加として補
正するものでございます。したがってこの事業収益が一億七
千一萬三千円になるわけでございます。

支出の関係でございますが、これは受水費の増、それからメー
ター器の取りかえ等が主なものでございます。これが三千二十七
万円でございますまして、支出の事業費用の総計が二億一千八百三十
五万九千円でございます。

次に、三つ目に資本的収入及び支出の補正でございますが、収
入におきましては、これは企業債と国庫支出金の追加でございま
す。合わせて一億五千三百五十七万円の追加補正でございます。
内訳につきましては、ここに掲げてありますように企業債が五千
四百万円、国庫支出金が九千九百五十七万円でございます。これ
で資本的収入の総計が七億三千百四十二万八千円でございます。

次に支出の関係でございますが、これは先ほど申し上げました
ように建設改良費の増でございます。一億五千三百五十七万円の
追加でございますまして、この支出の計が七億三千百四十二万八千円
でございます。

次に、四つ目に継続費の補正をいたすわけでございます。総額
で十七億九千九百九万を今回の補正によりまして十八億二千六
百二十八万八千円に補正するものでございます。

また、年割り額におきましては、昭和四十九年度分につきまし
ては、これは先日の市議会におきまして御指摘をいただきました

もので二億五千六百八十一万二千円が正しい数字でございますのでこのように補正するものでございます。それから昭和五十年度的におきましては先ほども申し上げましたとおり、事業量の増加に伴っての増額補正でございます。また昭和五十一年度につきましては昭和五十年年度への一部事業費の繰り上げということでの減額補正でこのように年割り額がなるわけでございます。

なお、継続費につきましての調書につきましては、七ページに掲げてございますので、これによって御覧いただきたいと思いません。

それから五つ目に企業債の補正がでございます。先ほど申し上げましたように水道の拡張事業費の追加に伴っての起債の限度額をこのようにふやしたいと思っております。これによりまして限度額は二億三千七百万円にしようとするものであります。

それから六つ目にたな卸資産の購入限度額の補正でございます。今回の補正が一千万五千円でございますが、これは主として先ほど御説明申し上げましたメーターの購入が主体のものでございます。これによりまして限度額を千九百九十万七千円にしようとするものであります。

なお、以上の予算につきましては、見積もりの基礎で詳しく御説明申し上げたいと思っておりますので九ページをお開きいただきたいと思えます。

収益的収支のうち支出から御説明申し上げたいと思えます。原水及び浄水費の中で委託料と受水費を補正するものでございますが、この委託料の百万円でございますけれども、これは市営水道の中で中央水道と上水道の一部に夏に水不足のため困っている

地域がでございます。特にこの作名ダムの拡張工事が完成するまでの間の水源手当ということが非常に大事な、しかも急を要する課題となっておりますので、そのための水源調査委託料をここに計上したわけでございます。水源はどこにどんな水源を求めるといふようなことにつきましては、この調査の結果によってきめていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましてもこれは急を要することでありますので、専門業者に委託して一日も早く水源の確保ができるように努力いたしたいと思っております。

それから受水費で千四百四十三万円の追加でございますが、これは当初一立方当たり三十七円で二百五十万六千二百十六立方でこれが九百四十八万円を計上いたしましたわけでございます。ところが房州水道の移管を受け入れましてから約六カ月近くになるわけでございますが、この実績からしますと受水量は月平均約三万立方で年間約三十六万立方が見込まれます。この料金は四月一カ月だけが一立方当たり三十七円で残りの十一月分につきましては値上がりによりまして一立方当たり六十円で計算されますので、これを一カ年の計算にいたしますと二万九千九百一十円となりまして、当初予算との不足分をここに補正でお願いするものでございます。

次に配水及び給水費の補正でございますけれども、備消耗品で二十五万六千円の追加でございますが、これは給水車のタイヤ四本がいかれてまいりましたのと、パイプレンヂだとかその他の備消耗品の購入費に不足が生じますのでお願いするものでございます。

それから修繕費千七百五十万円の追加でございますが、この内

容についてはメーター取りかえのための費用が大部分でございます。計上いたしたものでございまして、千四百五十万円でございます。この内訳でございますけれども、メーター一個の購入代金が四千八百円でこれの千九百個分を計上いたしました。このうち九百個分はメーターの作動不良分と定額制を含めたものでございまして、あとの一千個分につきましては法定の期限切れのメーターがありますので、この数量を計上いたしました。

また、取りかえの委託料でございますが、指定工事に委託して行わせるものでございまして、一件当たり六千円で九百戸分を計上いたしましたものでございます。

なお、このほかに配水施設関係、特に中央水道関係でございますが、加圧ポンプとか山本の電柱の腐食しております関係、真倉の配水施設の修理等がございますので、そういった修理費が三百万円程度必要でございます。お願いいたします。

それから工具器具及び備品購入費でございますが、八万四千元でございますが、これはメーター取りかえに伴いまして必要な工具器具類の購入をいたしたいというのでの計上でございます。

これで支出を終わりますので、すぐ上の収入の欄を御覧いただきたく思います。

事業の収益でございますが、五千八百七十九万九千円でございます。これは今回の料金改定によります料金の増収額を計上いたしましたわけでございます。説明欄に上水道分、中央水道分、さらに簡易水道分の内訳が揭示してございます。このような内容でございます。増収となるわけでございますのでよろしくお願いいたします。

次に一ページ資本的収支のうちの支出から申し上げます。一目的水道拡張費の中で備消耗品費の二十万七千円でございますがこれは水道拡張用の備消耗品費がこの程度年度末まで不足が見込まれますので計上をいたしましたわけでございます。

それから委託料に千二百七十九万八千円の計上でございますがこの大きなものは水道施設の実設計委託料でございます。これはダムを含む水道施設の早期完成ということを期しているわけでございますが、そのためには来年度ダムと並行して浄水場の工事も行い計画でございます。そのためには浄水施設関係の実設計を今年度中に完了いたさないと間に合わなくなりますので、これを計上いたしたわけでございます。

なお、それともう一つは、ダム関係の工事につきましては管理監督を建設技術研究所に依頼しているわけでございますが、当初予算の計上額に対してこの管理監督の契約金額が若干不足いたしますので、これと合わせたものが今回の追加でございます。賃借料の七十万円でございますが、現場近くに工事の監督の詰め所がございます。この建物はプレハブで十五坪のものを業者から借りているわけでございます。これが本年度分が六十九万九千六百円ということでございますのでここに計上いたしました。

それから工事請負費におきまして一億一千五百万計上いたしました。これは当初三億一千万計上いたしたわけでございます。これに對しまして防衛施設庁の補助対象の工事費でございますが、これが二億七千四百余万円、これではダムの早期実現を期するということは非常に困難でございますので、先ほど申し上げましたように市長から再三防衛施設庁に對しまして積極的な陳情を行

いました結果、先般事業量におきまして一億五千万円の追加が認められる運びとなりましたので、この事業予算額の不足分をここに追加計上をいたしましたわけでございます。

なお、ダム工事でございますが、現在コンクリートの打設を行って予定どおり進行しております。このまま進みますと、ことしの十月末には本年度当初予定の工事は完了の見込みでございますので、この議決をいただきましたならば引き続いて追加工事を行っていきたいと、こう思っております。本年度末にこの工事が順調に進みますという、進捗率は六九%に達するわけでございます。したがって私どもは来年の夏までにはダムを一日も早く完成いたしたいということにつきまして、明るい見通しとなっておりますので、一そうこの面の努力をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから投資に二千四百四十万計上いたしました。作名ダムの水没から上の作名部落の共有地が、山林でございますが、あるわけでございます。やはり買い取りが地元の条件でございます。これを千葉県地方土地開発公社にお願いいたしました。この委託事業として三億六千八百八十八万五千五百十円の支出を受けて代金を支払ったわけでございます。これに対しまして、出資率八%のこの基金が必要だということございまして、この分をここに計上いたしましたわけでございます。これにつきまして公社のほうからの通知が本年の三月頃参りました当初予算に計上できなかつたものでございまして、これを今回ここにお願いするものでございます。

それから水道資産の購入費でございますが、ここに四十六万五千円の計上でございますが、これは滅菌器一台とそれから冷蔵庫

水質検査用のものでございますが、こうしたものがいたんで使用に耐えられなくなったということと、浄水場でベルトコンベアーを一台求めたいということとで四十六万五千円でございます。

あとの量水器の関係は、これにつきまして水道新設の場合のメーターを購入する金額でございますけれども、三目の配水施設費に計上すべきものであることがのちにわかりましたのでここで更正するものでございます。

次に資本的収入でございます。先ほど申し上げましたようにこの財源は企業債と国庫補助金でございます。企業債につきましてはここに掲げてありますとおりでございます。また国庫補助金につきましては、ダム関係につきましては防衛庁関係の補助金、これがこの説明欄の上欄の金額でございます。厚生省関係のものは下欄の補助金でございます。こうした今回の補正によりましてさらに増加するものでございます。厚生省関係におきましてもこれは防衛施設庁の補助が事業量がふえることによりてやはり厚生省関係のものも増額しようということで、さらにここにふえることになったわけでございます。したがって両者を合わせますと、いうと総額三億三千八百九十七万円が国庫補助の本年度の総額になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各案件の説明は終了しました。

休 会

○議長（吉田勇治郎君） おかけいたします。

議案調査のため九月二十六日から九月二十八日までの三日間

休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって明九月二十六日から九月二十八日までの三日間休会することに決しました。

延 会 午後零時十分延会

○議會(吉田勇治郎君) 本日の會議はこれにて延会いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次会は九月二十九日午前十時開会といたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の會議に付した事件

一、會議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、発議案第三号、議案第五十九号

一、認定第一号乃至認定第七号、報告第四号、議案第六十号乃至議案第六十五号

一、休会

